



今月のテーマ

「再生」とは第三の最終処分である

1.はじめに

廃棄物の処理方法として中間処理と最終処分がある。この最終処分は埋立処分、海洋投入処分の他に「再生」があり、第三の「最終処分の方法」と位置付けられている。

「最終処分」とは当該廃棄物がさらに廃棄物として処理処分される可能性がないことが確定した状態を「最終処分」という。そのため、前処理としての中間処理とは基本的に異なる。

2.再生とは何か？

平成4年7月4日施行の廃棄物処理法の改正では、目的条文への「排出抑制」の追加と「再生」等処理の内容明示がなされた。

再生とは廃棄物を再び製品の原材料等とするため必要な操作をすることと説明されている。

3.再生の具体的事例

- ①建設汚泥を造粒固化処理
→改良土として埋め戻し材などに使用
- ②がれき類を規格に合ったサイズなどに破碎・選別
→再生砕石に路盤材などに使用
- ③木くずを規格に合ったサイズなどに破碎・切断
→木材チップとして活用
- ④廃発泡スチロールを破碎・溶融、チップ化
→プラ製品の材料に使用
- ⑤プラ・紙・木くず等の可燃物を破碎・溶融、ペレット化
→RPF（固形燃料）に使用
- ⑥食品廃棄物を原料としてコンポスト処理
→肥料、土壌改良剤として活用
- ⑦焼却施設の焼却灰を高温溶融処理、スラグ化
→路盤材として活用

現実には、多くの廃棄物が再生処理され、廃棄物の減量化、資源化が図られている。これらも立派な最終処分であることを改めて肝に銘じたい。

4.再生処理後の製品の位置付け、扱い

再生処理にて生産された物は、通常の間接処理とは別扱いで原材料・資材並みの価値ある製品と

しての扱いが可能となる。

再生の工程の完了により最終処分が終了し、いわゆる廃棄物を卒業したことになる。

これらの再生物の保管又は運搬は、廃棄物とは異なった保管と運搬をすることが出来る。

5.再生に関係する問題点

①再生の元となる原料は廃棄物由来である。そのため通常の資材とは異なり製品管理は要注意である。再生処理が不完全な場合、廃棄物の悪臭、汚水の発生、土中での膨張等の事故が発生するケースもある。事前の対策は必要である。

②法令上は再生製品であり廃棄物を卒業した製品と認められているが、個別の自治体では別の見解や判断又は指導を受ける場合がある。すなわち廃棄物由来の判断下で廃棄物に準じた保管又は運搬を求められるケースも想定される。

6.おわりに

廃掃法における「再生」の意義と位置付けは今後も大きく変化する見込みがある。理由は廃棄物処理の主たる目的が衛生的処理・適正処理から資源回収、有効利用に変革しつつあるから。将来的には処理費を負担しても当該物が有効利用されれば「再生」の扱いになる時代が来ることを期待したい。

（参考資料）輸送費の取り扱いの判断

「産業廃棄物を再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために、有償で譲り受ける者に引き渡す場合においては、引渡し側の輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等、当該産業廃棄物の引き渡しに係る事業全体において引き渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも再生利用者又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降においては、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと」平成25年3月29日付「エネルギー分野における規制・制度改革にかかる方針」

環産発第13032911号（※一部抜粋）

